

## 建物明渡等請求事件の結審について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定議決に基づき令和元年 7 月 16 日に訴えの提起について専決処分した本事件について、    月    日付で結審したので下記のとおり報告する。

### 1 事件名

東京地方裁判所令和    年    第    号  
建物明渡等請求事件  
原告 品川区  
被告 省略（3名）

### 2 結審に至る経緯・趣旨

- (1) 2 回の口頭弁論を経て、被告らは、本件建物に関する占有権がないこと、本件建物内に被告らの所有物が存在していないこと、仮に所有物が存在していたとしてもそのすべての物件の所有権を放棄することを認めた。そのうえで区は、本件建物の鍵を壊し、残置物を処分することを被告らに認めさせ、結審した。
- (2) 区は、本件建物が高齢者住宅であることに鑑み、本事件が長期化することで区民の権利が損なわれることを防ぐため、早期解決を図るとともに、区と被告らとの間には、本事件に関し、このほかに何らの債権債務がないことを相互に確認した。

### 3 今後の対応

上記結審の趣旨を踏まえ、速やかに当該居室の清掃・クリーニング等を行い、次の入居者を案内する。